第113条第六項の次に次の一項を加える。

7　自動車（緊急自動車は除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一　制動灯
二　補助制動灯
三　後退灯
四　方向指示器
五　補助方向指示器
六　緊急制動表示灯
七　後面衝突警告表示灯
八　速度表示装置の速度表示灯

第113条第１項第六号中「「協定」を「協定」に」「要件」」を「要件」に改める。

別添十一２・１５・１・を削り、同別添２・３２・１・及び同別添２・３２・２・中「とは、」の下に「主として自動車製作者が定めた」を加え、同別添２・３２・３・を削り、同別添３・１・４・２・中「動作状態を」の下に「日常的かつ」を加え、同別添３・１・４・２・１・を同別添３・１・４・２・２・とし、同別添３・１・４・２・の次に次を加える。

3.1.4.2.1.　3.1.4.2.に規定する検証において、警告信号により動作状態を運転者に表示する場合にあっては、複合電子システムの電源投入時に警告信号を目視で確認することにより、正しい動作状態を検証することが可能なものであること。

別添十一別紙八Ａ・３・５・５・中「作動」の下に「又は3.5.2.9.に規定する関連システムの作動」を加える。

別添十一別紙八Ｂ・１・５・中「及びカテゴリー「Ｃ」」を削り、同別添別紙八Ｂ・２・１・７・中「移動量」を「速度」に、「S_p」を「V_{po}」に改め、同別添別紙八Ｂ・４・３・２・２・及び同別添別紙八Ｂ・５・から５・２・１・までを削り、同別添別紙八附録一１・２・中「又はカテゴリー「Ｃ」」を削り、同別添別紙八附録一１・３・中「されると、ペダル移動量S_pは少なくとも１秒間は減らない」を「された後は、ブレーキペダルを操作することによってＡＢＳのフルサイクリングを継続させる」に改める。

別別添五十及び五十一を削る。

別添五十一１・中「とする。）」と」の下に「、4.8.7.1.の規定中「操作できるものでなければならない。」とあるのは「操作できるものでなければならない。ただし、じんかい又はし尿の収集又は運搬を行うため使用される自動車に備える非常点滅表示灯は、当該収集又は運搬に係る操作装置と連動して手動で操作できるものであってもよい。」と」を加え、同別添４・１・７・１・(b)中「若しくは反射器」及び「又は反射光」を、同別添４・１・７・１・(c)中「又は反射光」を削り、同別添４・１・９・３・１・１・中「、又は反射された灯光又は反射光」を「灯光」に改め、同別添４・１・９・３・４・(a)、同別添４・１・９・３・５・、同別添４・２３・７・１・２・(b)及び(c)並びに同別添４・２３・９・３・１・１・中「又は反射光」を削る。

別添百十一の次に次の別添を加える。

別添113　衝突被害軽減制動制御装置の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が８ｔを超えるもの及び貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が13ｔを超えるものの制動装置に備える前方障害物との衝突による被害を軽減することができる装置（以下「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に適用する。

2.　用語の定義

2.1.　「装置搭載車」とは、衝突被害軽減制動制御装置を備える自動車をいう。

2.2.　「前方障害物」とは、装置搭載車の前方にある自動車（対向車両を除く。）であって、装置搭載車と衝突するおそれがあるものをいう。

2.3.　「アンチロックブレーキシステム」とは、制動中の１個以上の車輪の路面との回転方向の相対的滑りの大きさを自動的に制御する装置をいう。

2.4.　「制動制御」とは、衝突被害軽減制動制御装置による制動装置の制御（2.26.に規定する警報制動を除く。）をいう。

2.5.　「相対速度」とは、装置搭載車の前方障害物との相対的な速度をいう。

2.6.　「衝突予測時間」とは、相対速度が一定であると仮定した際の装置搭載車と前方障害物が衝突するまでの時間をいう。

2.7.　「衝突判断」とは、衝突被害軽減制動制御装置が、装置搭載車と前方障害物が衝突を回避することができないと判断することをいう。

2.8.　「制動回避限界」とは、運転者の制動により装置搭載車と前方障害物との衝突を回避することができる相対速度ごとの最短の衝突予測時間をいう。

2.9.　「操舵回避限界」とは、運転者の操舵により装置搭載車と前方障害物との衝突を回避することができる相対速度ごとの最短の衝突予測時間をいう。

2.10.　「衝突判断ライン」とは、同一相対速度における制動回避限界又は操舵回避限界のうちいずれか小さいものをいう。

2.11.　「衝突可能性判断」とは、衝突被害軽減制動制御装置が、装置搭載車と前方障害物が衝突するおそれがあると判断することをいう。

2.12.　「通常制動回避下限」とは、装置搭載車が前方障害物と衝突するおそれがある場合に、通常運転時において運転者が制動により衝突を回避するために制動操作を開始することができる相対速度ごとの最短の衝突予測時間をいう。

2.13.　「通常操舵回避下限」とは、装置搭載車が前方障害物と衝突するおそれがある場合に、通常運転時において運転者が操舵により衝突を回避するために操舵操作を開始することができる相対速度ごとの最短の衝突予測時間をいう。

2.14.　「衝突可能性判断ライン」とは、同一相対速度における通常制動回避下限又は通常操舵回避下限のうちいずれか小さいものをいう。

2.15.　「積載状態」とは、試験自動車の重量が車両総重量である状態をいう。

2.16.　「非積載状態」とは、試験自動車の重量が車両重量である状態をいう。

2.17.　「最短制動距離」とは、運転者の操作によりペダル、レバー等が動き始めてから自動車が停止するまでの間に自動車が走行した距離をいう。

2.18.　「制動前ブレーキ温度」とは、それぞれの車輪について、制動装置のディスク若しくはドラムの摩擦面上若しくは外表面上又はライニング内部の温度を測定した場合に、最も温度が高い車輪の当該温度をいう。

2.19.　「衝突回避幅」とは、装置搭載車と前方障害物との衝突を回避するために必要な装置搭載車の横移動量であって、装置搭載車の幅に2.20.に規定するラップ率を乗じて得た数値をいう。

2.20.　「ラップ率」とは、装置搭載車の幅に対する装置搭載車と前方障害物との横方向の重なりの割合をいう。

2.21.　「平均減速度」とは、減速度を相加平均した値をいう。

2.22.　「最大減速度」とは、減速度の最大値をいう。

2.23.　「解除装置」とは、衝突被害軽減制動制御装置が作動しないモードとなることを目的とした操作装置をいう。